

大阪府告示第190号

平成27年大阪府告示第870号（大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第5条第2号の知事が定める土砂埋立て等）の一部を次のように改正し、令和元年6月3日から実施する。

令和元年6月3日

大阪府知事 吉村 洋文

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1-3 (略) <u>4 宅地（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地をいう。）内において緑地の整備を目的として管理者が行う土砂埋立て等</u> <u>5 道路（道路運送車両法第2条第6項に規定する道路をいう。）において同法第2条第1項に規定する道路運送車両が円滑かつ安全に走行することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等</u>	1-3 (略)